

酒田港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

平成24年7月

酒田港港湾管理者

山形県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成18年4月山形県地方港湾審議会
- ・ 平成18年7月交通政策審議会第18回港湾分科会

の議を経た酒田港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
物流	2
1 危険物取扱施設計画	2
2 水域施設計画	3
港湾の効率的な運営に関する事項	4
1 効率的な運営を特に促進する区域	4

変更理由

- 1 立地企業の要請に基づき、石油製品を輸送する船舶の大型化に対応するため、本港地区の危険物取扱施設計画を変更する。
- 2 上記の危険物取扱施設の計画に対応するため、本港地区の水域施設計画を変更する。
- 3 港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

2 水域施設計画

危険物取扱施設の計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

泊地

本港地区 水深 7.5 m 面積 2 h a [既設の変更計画]

本港地区 水深 7 m 面積 6 h a [既設の変更計画]

(既設
水深 7 m 面積 8 h a)

港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域

外港地区高砂埠頭のコンテナ貨物の取扱いにおいて、効率的な運営体制の確立に取り組む。